

# 災害時要援護者支援制度の概要

～地域で取り組む支え合い、助け合い～



道風くん

## 1 春日井市災害時要援護者支援制度とは？

ひとり暮らし高齢者や障がいのある人などで、地震や集中豪雨などの災害時に避難場所への避難に支援を必要とされている人に対して、区・町内会・自治会などのご協力により、地域の皆さんの支え合い、助け合いによる避難支援を行うものです。

### (1) なぜ災害時の避難支援が必要なのか？

平成7年1月に起きた阪神・淡路大震災では、生き埋めや閉じ込めから救出された生存者のうち、その大部分は自力または家族や隣人など地域住民の自助・共助による救出であったという調査結果が出ています。また、平成20年8月に発生した豪雨水害では、岡崎市において短時間に床上・床下浸水3,300戸という大きな被害をもたらし、2名の尊い命が失われましたが、地域住民の連携により、多くの人命が助かっています。さらに平成23年3月に日本を震撼させた東日本大震災では、多くの自治体において行政機能が麻痺する事態に陥りました。このような広い範囲や短時間に発生する災害に迅速に対応するためには、地域の支え合い、助け合いがどうしても必要になります。

このため、本市では、平成16年度から、災害時要援護者の避難支援について、住民に一番身近な区・町内会・自治会などにご協力をいただき、避難支援体制の充実を図っています。

### (2) 災害時要援護者とは？

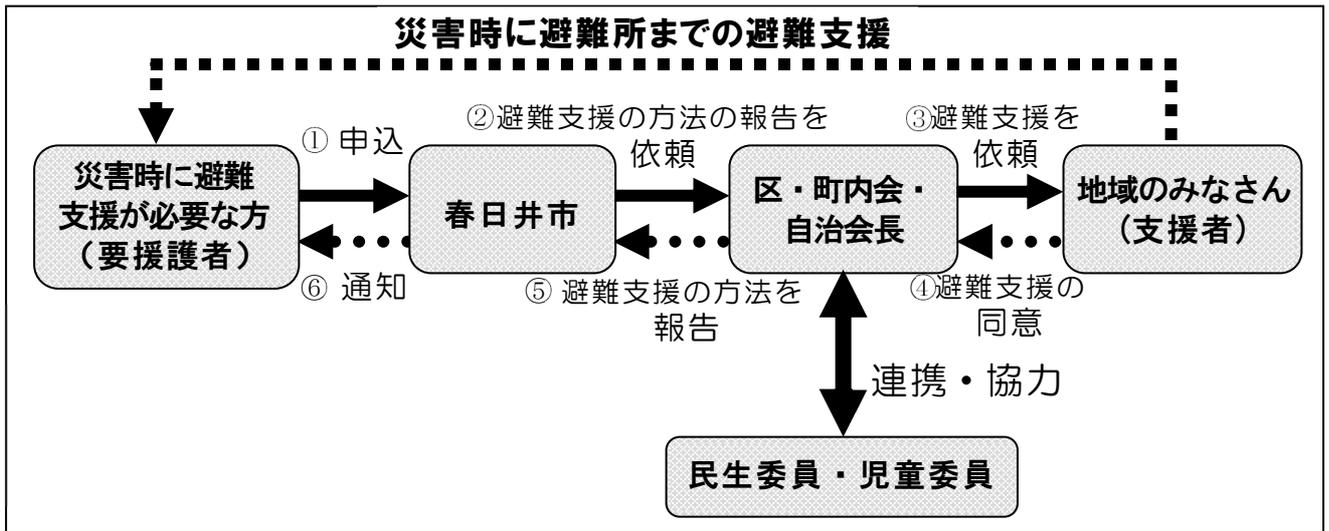
次に該当する人のうち、災害が発生した時に、本人または家族だけでは避難所まで円滑に避難することが困難で、地域の支援を受けるために支援者等に対し個人情報を提供することに同意した人をいいます。

- ① ひとり暮らし高齢者
- ② 介護保険要介護者
- ③ 障がいのある人
- ④ 上記①～③に準ずる人など

### (3) 災害時要援護者の避難支援制度の仕組み

災害時に避難支援を必要としている人は、市に申し込みをします。市は、区・町内会・自治会長に申込者の避難支援の協力を依頼します。区・町内会・自治会長は、地域のみなさんと避難支援の方法について話し合います。避難支援の方法は、町内会等の支援体制の中で支援する方法と個別に支援者を選任する方法があります。個別に支援者を選任する場合には支援者の同意をもらいます。その結果を市に報告します。**(この支援体制は、支援者にできる範囲の支援をお願いするものであり、支援を義務付けるものではありません。)**

### 【制度の仕組み】



#### (4) 災害時要援護者は何人みえますか？

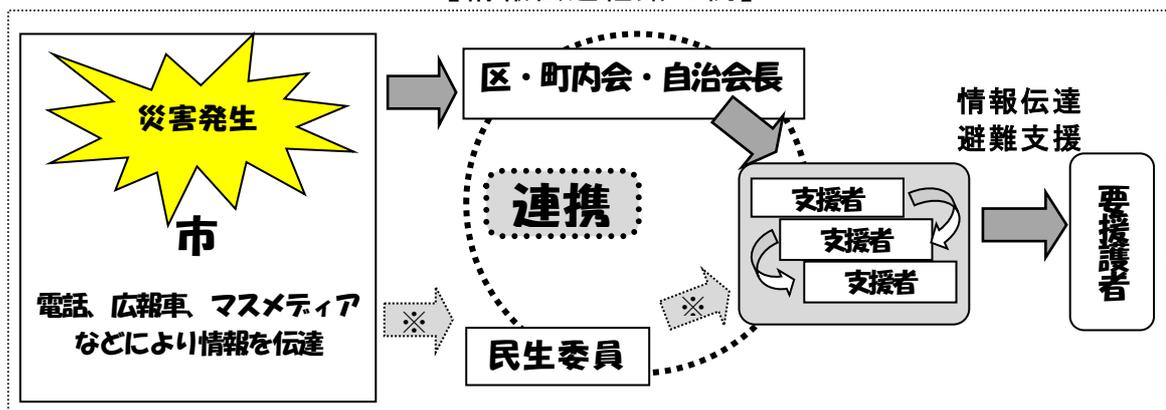
令和6年4月1日現在の登録者は、876人です。

#### (5) 災害時の情報伝達と避難支援

災害発生時には、次の経路で電話、広報車などにより避難情報などをお知らせします。地域で連携し、情報伝達や避難支援の体制を整備してください。

なお、大規模な地震災害の際は、市からの情報の伝達ができないことが想定されますので、その場合には、テレビやラジオ、新聞などの報道に留意し、区・町内会・自治会長の判断で必要に応じて要援護者への情報の伝達や避難支援を行ってください。

### 【情報伝達経路の例】



## 2 災害時要援護者情報の取り扱い

災害時要援護者台帳（個票）等に記載されている個人情報、災害時の避難支援のために使用することを条件として、災害時要援護者が区・町内会・自治会長や支援者などへの開示について同意したものです。

これらの情報は、災害時の避難支援以外の目的に使用したり、外部へ漏れたりすることのないよう、取り扱いに注意してください。